

『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』、「学童保育の保育指針（案）」、放課後児童クラブ運営指針案の項目比較

『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』	「学童保育の保育指針（案）」	放課後児童クラブ運営指針
<p>1 学童保育の目的・役割</p> <p>2 対象児童</p> <p>3 規模の上限と定員</p> <p>(1) 学童保育の生活集団の規模</p> <p>(2) 複数学童保育、クラス</p> <p>(3) 定員</p> <p>4 開設日・開設時間・保育時間</p> <p>(1) 開設日</p> <p>(2) 開設時間</p> <p>(3) 保育時間</p> <p>5 施設・設備</p> <p>(1) 学童保育の施設</p> <p>(2) 学童保育に必要な施設・設備</p> <p>(3) 施設の広さ、設備の内容</p> <p>6 職員（学童保育指導員）</p> <p>(1) 学童保育指導員の仕事・役割</p> <p>(2) 職員の配置</p> <p>(3) 学童保育指導員の資格</p> <p>(4) 学童保育指導員の研修</p> <p>(5) 学童保育指導員の遵守事項</p> <p>(6) 職員の待遇・健康管理</p> <p>7 保育内容</p> <p>8 個別の支援を必要とする子どもへの対応</p> <p>(1) 障害のある子や児童虐待、多文化・多言語家庭の子等、個別の支援を必要としてい</p>	<p>第1章 学童保育の目的・役割</p> <p>1 学童保育の目的・役割</p> <p>2 学童保育の基本</p> <p>(1) 子どもの最善の利益の尊重</p> <p>(2) 学童保育の基本</p> <p>(3) 学童保育の特徴</p> <p>3 子ども理解と学童期の子どもの特徴</p> <p>第2章 学童保育の保育内容</p> <p>1 子どもに保障すべき学童保育の内容</p> <p>(1) 子どもの安全・健康・衛生を守る</p> <p>(2) 子どもの安定した毎日の生活をつくる</p> <p>(3) 遊びやその他の活動・行事などの豊かな日常生活をつくる</p> <p>(4) おやつ提供、一日保育での昼食の提供を行う</p> <p>2 家庭との連絡・連携</p> <p>(1) 保護者と子どもの生活を伝え合う</p> <p>(2) 保護者との確認をもとに、必要とする子どもには学童保育で宿題ができる環境を整えるなどの配慮をすること。</p> <p>3 保育の実施のための配慮事項</p> <p>第3章 記録・保育計画・職員会議等</p> <p>1 子ども理解と記録</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1. 趣旨</p> <p>2. 放課後児童健全育成事業の役割</p> <p>3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本</p> <p>第2章 事業の対象となる子どもの発達</p> <p>1. 子どもの発達と児童期</p> <p>2. 児童期の発達の特徴</p> <p>3. 児童期の発達過程と発達領域</p> <p>4. 児童期の遊びと発達</p> <p>5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項</p> <p>第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容</p> <p>1. 育成支援の内容</p> <p>2. 障害のある子どもへの対応</p> <p>3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応</p> <p>4. 保護者との連携</p> <p>5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務</p> <p>第4章 放課後児童クラブの運営</p> <p>1. 職員体制</p>

<p>る子どもについては、受入体制を整備する。</p> <p>(2) 受け入れ体制の整備については市区町村が基本的な責任を負う。受け入れ体制の整備には、特別な支援の内容に応じた指導員の加配、指導員の専門的な研修の実施、専門的な機関や施設との相談・連携体制を構築する。</p> <p>(3) 児童虐待等への対応</p> <p>9 保護者との連携・支援、保護者会(父母会)の参画および協力・連携</p> <p>(1) 保護者との連携と支援</p> <p>(2) 保護者・保護者会(父母会)の運営への参画、協力・連携</p> <p>10 学校・保育所・幼稚園、関係機関、地域との連携</p> <p>11 安全対策・緊急時対応</p> <p>(1) 学童保育の日常の安全対策・事故やケガの防止と対応</p> <p>(2) 緊急時の対応</p> <p>12 学童保育の整備・運営・管理</p> <p>(1) 学童保育の整備</p> <p>(2) 学童保育の運営</p> <p>(3) 保険加入による補償</p> <p>(4) 事業内容の向上</p> <p>(5) 法令遵守・守秘義務等</p> <p>(6) 要望・意見の受付と信頼関係の構築</p> <p>(7) 適正な会計管理と情報公開</p>	<p>(1) 一人ひとりの子どもの把握と理解のために児童および業務の記録を整備すること</p> <p>(2) 一人ひとりの子どもを把握するために記録をつけることに努めること</p> <p>(3) 「おたより(クラブだより)」「連絡帳」等も記録として子ども理解に役立てること</p> <p>2 保育計画と振り返り</p> <p>(1) 見通しある生活をしていくために保育計画を作成すること</p> <p>(2) 実践・保育の振り返りを行うこと</p> <p>3 職員会議・打ち合わせ</p> <p>第4章 保護者の働きながらの子育てを支える</p> <p>(1) 学童保育における保護者への支援の基本</p> <p>(2) 保護者、父母会との信頼関係の構築</p> <p>第5章 関係機関との連携</p> <p>(1) 学校との連携</p> <p>(2) 子どもに関わる施設や機関との連携</p> <p>第6章 指導員の資質向上と職場のチームワーク</p> <p>1 指導員の資質向上・倫理</p> <p>(1) 指導員の仕事理解の向上、専門性の向上</p> <p>(2) 指導員の研修等</p> <p>(3) 指導員の倫理</p> <p>2 職場のチームワーク</p>	<p>2. 子ども集団の規模(支援の単位)</p> <p>3. 開所時間及び開所日</p> <p>4. 利用の開始等に関わる留意事項</p> <p>5. 運営主体</p> <p>6. 労働環境整備</p> <p>7. 適正な会計管理及び情報公開</p> <p>第5章 学校及び地域との関係</p> <p>1. 学校との連携</p> <p>2. 保育所、幼稚園等との連携</p> <p>3. 地域、関係機関との連携</p> <p>4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ</p> <p>第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策</p> <p>1. 施設及び設備</p> <p>2. 衛生管理及び安全対策</p> <p>第7章 職場倫理及び事業内容の向上</p> <p>1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理</p> <p>2. 要望及び苦情への対応</p> <p>3. 事業内容向上への取り組み</p>
---	--	--